

令和5年度 前期選抜募集要項

福島県立福島南高等学校

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 17

電話 024-523-4740(代) F A X 024-521-6400

1 募集定員

(1) 特色選抜

全日制の課程

文理科 募集定員 (80名) の 25%程度とする。

国際文化科 募集定員 (40名) の 25%程度とする。

情報会計科 募集定員 (40名) の 25%程度とする。

(2) 一般選抜

全日制の課程

文理科 募集定員 (80名)

国際文化科 募集定員 (40名)

情報会計科 募集定員 (40名)

ただし、全学科とも特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかの条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)、(2)のいずれかに加えて(3)の条件も満たす者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

(2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

③ 文部科学大臣の指定した者

④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

⑤ 福島県立福島南高等学校（以下「本校」という。）において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(3) 本要項「10 選抜方法・選抜資料 (1) 特色選抜 ○ 志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 出願方法

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、福島県立福島南高等学校長（以下「本校校長」という。）に出願する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

- (1) 本校の特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願及び一般選抜の出願はそれぞれ1学科とし、ともに第二志望は認めない。

5 出願期間

- (1) 令和5年2月3日(金)から2月8日(水)までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、受験票返信用の封筒(長形3号、宛名明記、速達・書留用 779円切手貼付)を同封の上、令和5年2月8日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。なお、返信用封筒宛名は中学校卒業生及び卒業見込みの者は、在学(卒業)中学校長宛、それ以外の者は本人宛とする。

6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込みの者
 - ① 入学願書(所定の様式)
入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
 - ② 令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。所定の様式)
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は令和5年2月14日(火)から2月15日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 - ③ 特色選抜志願理由書(本校作成の様式)
本要項「10 選抜方法・選抜資料 (1) 特色選抜 ○ 志願してほしい生徒像」に示した各学科のⅠ型(学業)を志願する者は、「令和5年度 特色選抜Ⅰ型 志願理由書」を、各学科のⅡ型(部活動)を志願する者は、「令和5年度 特色選抜Ⅱ型 志願理由書」を用いる。
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙(受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの。所定の様式)
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。所定の様式)
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書(上記(1)①に同じ)
 - ② 特色選抜志願理由書(上記(1)③に同じ)
 - ③ 健康診断書(令和5年1月以降に医師の診断を受けたもの)
ただし、前記「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ⑤ 受験票用紙(受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの。所定の様式)
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙(志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。所定の様式)
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿(所定の様式)を添付する。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和5年2月14日（火）から2月15日（水）までとする。
郵送の場合には、2月15日（水）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 出願先変更

志願者は、令和5年2月9日（木）から2月13日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願する学科を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期選抜出願先変更願（所定の様式）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期選抜出願先変更承認書交付願（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 本校校長は、前期選抜出願先変更承認書及び前期選抜出願先変更連絡書を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期選抜出願先変更承認書及び前期選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は本校校長に返還する。

9 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

10 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

文理科及び情報会計科は、特色選抜Ⅰ型志願理由書又は特色選抜Ⅱ型志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料として選抜を行う。

国際文化科は、特色選抜Ⅰ型志願理由書又は特色選抜Ⅱ型志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料とするとともに、さらに特色検査の結果を併せて資料として選抜を行う。

○ 志願してほしい生徒像

【文 理 科】

- ① 人間・社会・自然に強い関心を持ち、探究心を持って粘り強く課題を解決しようとする人。
- ② 自発的に勉学に励み、高い目標を持って大学進学を目指す人。
- ③ 学業と部活動の両立を図ろうとする人。

あわせて特色選抜においては、次のいずれかの条件を満たす人。

I型（学 業）

上記①～③の項目に該当し、特に漢字検定・数学検定・英語検定のうち2種類以上の検定で3級以上を取得または国語・数学・英語のうち2教科以上の教科において高い能力を有している人。

II型（部活動）

上記①～③の項目に該当する人で、特に中学校でのスポーツ及び芸術活動（部活動や学校外団体での活動）において県大会出場以上の実績または同程度の実績を有し、かつ入学後は継続して本校にある次の部活動に積極的に参加する意志の強固な人。

バスケットボール（男女）、サッカー（男）、陸上競技（男女）、吹奏楽

【国際文化科】

- ① 異なる文化や歴史に強い関心を示し、語学や国際社会の学習に意欲的に取り組む人。
- ② 自発的に勉学に励み、高度な語学力を身に付け大学進学を目指す人。
- ③ 学業と部活動の両立を図ろうとする人。

あわせて特色選抜においては、次のいずれかの条件を満たす人。

I型（学 業）

上記①～③の項目に該当し、特に英語検定で準2級以上を取得または英語において高い能力を有している人。

II型（部活動）

上記①～③の項目に該当する人で、特に中学校でのスポーツ及び芸術活動（部活動や学校外団体での活動）において県大会出場以上の実績または同程度の実績を有し、かつ入学後は継続して本校にある次の部活動に積極的に参加する意志の強固な人。

バスケットボール（男女）、サッカー（男）、陸上競技（男女）、吹奏楽

【情報会計科】

- ① ビジネスの諸活動に必要な情報処理技術や簿記会計等の学習に意欲的に取り組む人。
- ② 自発的に勉学に励み、高度な資格を取得し、大学進学や就職等を目指す人。
- ③ 学業と部活動の両立を図ろうとする人。

あわせて特色選抜においては、次のいずれかの条件を満たす人。

I型（学業）

上記①～③の項目に該当し、特に漢字検定・数学検定・英語検定のうち2種類以上の検定で3級以上を取得または国語・数学・英語のうち2教科以上の教科において高い能力を有している人。

II型（部活動）

上記①～③の項目に該当する人で、特に中学校でのスポーツ及び芸術活動（部活動や学校外団体での活動）において県大会出場以上の実績または同程度の実績を有し、かつ入学後は継続して本校にある次の部活動に積極的に参加する意志の強固な人。

バスケットボール（男女）、サッカー（男）、陸上競技（男女）、吹奏楽

学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

特色選抜I型志願理由書（I型を志願する者）

本校の当該学科への志願の動機・理由及び将来の抱負・進路、本校で学びたい事柄等について本人が記入する。また、裏面の所定の欄に漢字検定、数学検定、英語検定で取得している級及び取得年月日を記入する。漢字検定、数学検定、英語検定とは次のものとする。

- ・漢字検定：日本漢字能力検定（公益財団法人日本漢字能力検定協会）
- ・数学検定：実用数学技能検定（公益財団法人日本数学検定協会）
- ・英語検定：実用英語技能検定（公益財団法人日本英語検定協会）

ただし、国際文化科志願者の実用英語技能検定準2級以上については、実用英語技能検定以外でも「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」（文部科学省）に示された検定で、A2レベル以上であれば出願を認める。

特色選抜II型志願理由書（II型を志願する者）

本校の当該学科への志願の動機・理由及び将来の抱負・進路、本校で学びたい事柄等について本人が記入する。また、裏面の所定の欄に、中学校でのスポーツ及び芸術活動（部活動や学校外団体での活動）の実績・記録と本校入学後に活動を希望する部活動名等を記入する。ただし、以下の部活動に限る。

バスケットボール（男女）、サッカー（男）、陸上競技（男女）、吹奏楽

調査書

① 文理科・情報会計科

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、国語、数学、英語の教科の評定を2倍することとし、180点満点とし、「特別活動等の記録」は140点満点として、合計320点満点とする。

② 国際文化科

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、英語の教科の評定を2倍することとし、150点満点とし、「特別活動等の記録」は140点満点として、合計290点満点とする。

特色面接

個人面接を実施する。本校で学ぶ意欲や受験生が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。面接については、点数化し、30点満点とする。

特色検査

- ① 文理科・情報会計科

実施しない。

- ② 国際文化科

英語の質問に英語で答える検査を実施する。特色検査については、30点満点とする。

選抜資料の満点

全体の満点は、600点とする。

- (2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として選抜を行う。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

学力検査

学力検査については、本要項「10 選抜方法・選抜資料 (1)特色選抜 **学力検査**」に定めるところによる。

調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

一般面接

実施しない。

11 学力検査、各種面接及び各種検査の日時及び会場

- (1) 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ① 日時 令和5年3月3日(金) 午前9時～午後3時10分

- ② 集合時刻 午前8時10分

- ③ 日程

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
----	---	----	---	-------------	----	----	---	----

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

- ④ 会場 福島県立福島南高等学校

(当日は同じ敷地内で福島県立ふくしま新世高等学校の学力検査も行われるので、掲示等に注意すること)

⑤ 注意事項

ア 当日は次のものを持参する。

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規
（ただし、下敷、分度器は使用できない。また、分度器機能を有する定規等や3辺の長さの比が
記載された三角定規など検査の趣旨に反するものの使用は認めない。）

イ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まない。

ウ 携帯電話等の通信機器は持ち込まない。

(2) 特色面接及び特色検査の日時及び会場は次のとおりとする。

① 日 時 令和5年3月6日（月） 午前9時～

② 集合時刻 午前8時20分

③ 会 場 福島県立福島南高等学校

④ 注意事項

ア 当日は次のものを持参する。

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム

イ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まない。

ウ 携帯電話等の通信機器は持ち込まない。

12 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」（新型コロナウイルス感染症を除く）を指すものとする。

(1) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日 時 令和5年3月9日（木）

② 学力検査 午前9時～午後2時45分
（集合時刻 午前8時10分）

③ 特色面接・特色検査 午後3時15分～
（集合時刻 午後3時）

④ 日 程

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

⑤ 会 場 福島県立福島南高等学校

(2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願（所定の様式）に医師の診断書を添付し、令和5年3月7日（火）午後4時まで本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、令和5年3月7日（火）午後4時まで本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等を欠席することが明らかな状態で、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程への出願を希望する場合でも、追検査等受験の手続きを行う。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(3) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(4) その他

①令和5年3月3日（金）の学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

②新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、前期選抜の一部が未完了となった者は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書（所定の様式）を令和5年3月7日（火）午後4時まで本校校長に提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

13 合格者発表

- (1) 発表日時 令和5年3月15日（水） 正午以降
- (2) 発表場所 福島県立福島南高等学校
- (3) 合格通知書 合格者に交付する。その際、受験票を提出すること。
- (4) その他 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

14 その他

以上のほか「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。また、前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。